

[illegible]

◎岡山県監査公表第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、岡山県知事から平成二十五年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十七年三月三十日

岡山県監査委員	西	岡	聖	貴
岡山県監査委員	神	宝	謙	一
岡山県監査委員	與	田	統	充
岡山県監査委員	佐	藤	由	美子

平成 2 5 年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

選定した特定の事件（監査テーマ）

「保健福祉部における財務事務の執行及び事業の管理について」

監査の結果等（要約）	措置状況
第 2 保健福祉部に対する監査の指摘事項及び意見	
1 補助金、負担金及び交付金に関する事項	
(1) 補助金等のあり方や算定方法の見直しに関する事項	
ア 岡山県福祉事業団育成強化費補助金	
a 補助金削減の取組と総合福祉会館の有効利用について（意見） 事業団では、総合福祉会館に入居している福祉関係団体等に対しては、無償で貸与し、共用部分に係る光熱水費やエレベーターのメンテナンス費用などの共益費のみを徴収している。その他においても、警備保障委託費、修繕費等、共益費として徴収すべきものは徴収することのほか、大ホール及び会議室等の積極的な利用促進が必要と考える。また、空室となっている6階の201.25㎡については、県民の総合的な福祉を推進する総合福祉会館の設置目的を踏まえつつ、有効利用を考える必要がある。これにより、結果的に県財政が厳しい状況下において補助金（平成24年度：11百万円）の削減にも寄与するものと考ええる。	小規模な修繕については、既に共益費として徴収しており、警備保障費も含めることについては、今後、空きスペースの利用拡大を図る視点も含め、適切な管理に努める。 会館の有効活用については、H P などを通じて P R に努め、大ホールや会議室の稼働率の向上を図るとともに、事務所の空きスペースは、4月以降新たに2団体が入居したところであり、引き続き入居団体の確保に努めたい。
イ 戦没者遺族団体活性化対策事業費補助金	
a 戦没者遺族団体活性化対策事業費補助金の今後の交付のあり方について（意見） 当該補助金は、「戦没者遺族団体活性化対策事業費補助金交付要綱」に基づき、戦没者遺族団体の活性化の推進や戦没者遺族の処遇の向上を図るため、遺族連盟が行う事業に対し、予算の範囲内（平成24年度の補助限度額は合計11百万円）において補助金を交付している。 県は、今後も支援を行うとしても、遺族連盟の自助努力による法人運営上の財源の確保をした上で、補助対象経費の範囲については適切に定めるために、現在、補助金の交付対象となっている事業内容について、県として、要綱の改正も視野に入れ、今後も補助の対象とすべきかどうかを検討する必要があるものと考ええる。 また、県と遺族連盟との協議により、事	23 千名の会員を擁する岡山県遺族連盟は、戦没者遺族を組織的に援護できる唯一の県内団体であり、戦没者遺族団体を通じて、行政では成し得ない細やかな援護事業がなされていると考えている。 当該補助金は、平成25年度の一般財団法人への移行に伴い、補助要綱を改正し、これまでの定額的な取扱いを改め、補助メニュー事業の限度額を廃止したところである。 また、遺族連盟と協議し、期待する取り組み内容を明確にするとともに、適切な自助努力のもと研修会等の行事参加者から一部負担

業の公益性や県の施策を踏まえて遺族連盟に対して期待する取組内容などを明確にし、補助金交付の効果が図られるよう留意されたい。 さらに、当該補助金のあり方などについては、適宜議論されてきているものと考えているが、その趣旨を達成しているかについて、適切な評価を行い、県民の理解が得られるよう、交付の継続について決定されたい。	金を徴するなど、最大限の事業効果があがるようにするとともに、適切な自助努力を求め、今後とも事業の公益性、透明性を確保し、補助金執行の適正化を図っていき
ウ 救命救急センター運営費補助金	
a 救命救急センター運営費補助金の交付について（意見） 当該補助金は、初期救急医療施設、第 2 次救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制のもとに、救命救急センターの指定病院の開設者が整備、運営する救命救急センターの運営事業に対して予算の範囲内において補助金を交付するものであり、平成 24 年度においては 3 指定病院に対し、309 百万円が交付されていた。 しかしながら、岡山大学病院は平成 24 年度に救命救急センターの指定病院となっているが、補助金の交付申請がなされておらず、また、新たに救命救急センターの指定を受けた倉敷中央病院においても、補助金の交付申請をしないことになっている。 国の補助金は削減傾向にあり、県の財政状況も厳しくなる中、現在補助金の申請をしている 3 病院についても、より自助努力を促し、当該補助金についてのより一層の削減について検討すべきであると考えている。	平成 25 年度は 229 百万円を交付し、また平成 26 年度は 192 百万円を交付する予定としており、平成 24 年度に比べ、それぞれ 80 百万円と 116 百万円を削減しているところである。
エ ドクターヘリ導入促進事業運営費補助金	
a 出動経費の応分負担について（意見） 当該補助金は、川崎医大が高度救命救急センターにおいて実施するドクターヘリ導入促進事業に対して交付されるものであり、平成 24 年度では 211 百万円が交付されていた。このドクターヘリの運航エリアは原則 30 分以内に救急患者の収容が可能な圏域とし、他県からも要請があれば出動している。 現状、他県より県内に出動してもらうことはなく、県が他県から要請を受けるのみであるが、他県からの要請に基づく出動に関して経費負担は求めておらず、また、協定書においても他県への出動の場合、出動する側の負担となっている。今後については他県からの要請件数の推移等の実態を踏まえ、応分の負担を求めることについても適宜検討する必要があるものと考えている。	平成 26 年 2 月、7 月、10 月に開催した地域医療確保対策部会で協議し、以下のとおり合意した。なお、このことは 10 月 20 日開催の中国地方知事会に諮られ、了承された。 （了承事項） ・ドクターヘリを要請した県が、ドクターヘリを運航した県に対し、負担金を支払う。 ・費用負担は、平成 27 年 4 月分の出動から適用する。
カ ともしび会運営費補助金	

a 補助実績の確認及び定額補助の必要性について（意見） 当該補助金は、遺体献体に関する普及活動を支援することにより、医学の発展と充実に寄与するものとして、ともしび会に対して交付される定額の補助金（10万円）である。 検査確認は、ともしび会より収支報告書が提出されていたが、収支計算書を検討しても、当該補助金がどの経費に充てられたのか判断できない状況になっていた。検査確認を適切に実施するため、補助金の使途が明確になる実績報告の提出を求め、十分な検査確認の手続を実施すべきである。また、支給が既得権益化していないか十分検討の上、支給の継続の是非を検討する必要がある。	平成25年度から補助金がどの経費に充てられたのか分かるよう収支報告書へ補助金の使途を明記するよう求め、必要に応じ補助事業に充てた印刷物の提出を求めるなど、十分な検査確認を行うよう改めた。 また、事業実施に当たっては、補助金交付の必要性について毎年検討を行った上で交付を行う。
キ 公衆浴場経営安定補助金	
a 補助金の見直しについて（意見） 当該補助金は、公衆衛生の向上と公衆浴場の経営の安定化を図るため、政令指定都市である岡山市を除く市町村が公衆浴場営業者に決められた作り湯に必要な経費として交付する補助金に対し、市町村に補助するものであり、平成24年度は330万円の交付となっていた。 今後については、県の財政事情を踏まえ、浴場設置者の赤字部分の上限を決めてその一部を補填する等の補助額算定方法を検討し、補助金の適切な交付方法を検討すべきである。	公衆浴場法（昭和23年法律第139号）に基づく一般公衆浴場は、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される施設（いわゆる「銭湯」）で、物価統制令（昭和21年勅令第118号）により入浴料金の上限額が統制されており、経営状態に応じて自らが入浴料金を設定することはできない。 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律68号）において「銭湯の経営の安定を図り、地域住民の入浴の機会の確保を図ることは、地方公共団体の責務」とされており、当該補助金はその趣旨に沿って措置しているものである。 赤字補填による補助額算定方法は、経営努力をすればするほど補助金が削られることとなり経営合理化の足かせとなる恐れがある。また、燃料代の高騰や利用者数減少の影響なども見極める必要があると考えており、当面、現在の方法を継続していきたい。
ク 公衆浴場設備改善補助金	
a 補助金の見直しについて（意見） 当該補助金は、公衆衛生の向上と公衆浴場の経営の安定化を図るため、政令指定都市である岡山市を除く市町村が公衆浴場営業者に対し設備の改善等に要する経費につ	当該補助金は平成19年度に補助基本額の上限を減額するとともに下限を設け、補助対象を絞ったところであり、近年の経済物価動向

いて交付する補助金について、市町村に補助するものであり、平成 24 年度は 63 万円の交付となっていた。 今後については、キと同じく、補助の上限額を見直すなどして、補助金の適切な交付方法を検討すべきである。	や利用者数の減少により、現状での見直しは難しいと考える。
ケ 医療費適正化推進事業補助金	
a 補助金のあり方について（意見） 当該補助金は、岡山県後期高齢者医療広域連合において、レセプトの点検の実施体制を充実することで、医療費の適正化を図ることを目的として、レセプト点検員にかかる報酬及び共済費を補助対象経費としており、平成 24 年度は 160 万円の交付となっていた。 当該補助対象のレセプト点検は、岡山県後期高齢者医療連合が行う制度運営上の基本的業務である。平成 24 年度を含む 3 年間の補助額は約 160 万円と同水準で推移しており、補助の趣旨、目的を明確にした上で、補助効果の測定を行うなどにより、補助事業の実施効果が確実に確保されるよう検討すべきである。	レセプト点検は、岡山県後期高齢者医療広域連合の本来業務の一つであるが、レセプト点検専門員を配置することにより、医療費のさらなる適正化が期待できるといえるところである。 なお、平成 26 年度から補助金交付要綱を改正し、補助事業に係る県への随時報告義務等を追加することにより、業務の実施状況の把握を強化し、必要な助言・指導を行うこととした。 今後とも、補助事業の効果の確保に一層努め、後期高齢者医療費の適正化を図っていきたい。
サ 社会福祉協議会育成強化費	
a 岡山県社会福祉協議会に対する経費負担のあり方について（意見） 社会福祉協議会育成強化費は、県が協議会に対する負担金として、昭和 49 年度から毎年度伺定めにより交付しているもので、平成 24 年度には 27 百万円が交付されていた。 協議会の財務内容を確認したところ、平成 24 年度においては、運用資金積立預金の積立てをしていなかったとすれば、育成強化費の交付がなくても、収支は 12 百万円の黒字となっていた。平成 21 年度より現在まで、毎年同額の負担額となっており、協議会に対する経費負担のあり方について検討の上、交付金額の妥当性について透明性を確保する必要があると考える。	当該法人に対する負担金の支出は、社会福祉法に基づき広域的な見地から地域福祉を推進する同法人の事業活動を県として支援するため必要なものと考えている。 交付金額については、毎年度の決算状況を示す財務諸表の公表により、引き続き透明性を確保するとともに、県としても今後も検証に努めたい。
シ ダム管理費県負担金	
a 水道水源に係る企業団が確保すべき更新費用について（意見） 県では、岡山県広域水道企業団及び関係地方公共団体との協議書に基づき、岡山県広域水道企業団に対して、苫田ダムに係る事業費に関して、ダム管理費負担金 39 百万円、所在市町村交付金負担金 54 百万円、ダム使用権減価償却費負担金 228 百万円の計	苫田ダムの水源開発には、長期間にわたる先行投資として、大きな財政負担を要することから、関係市町の負担軽減や、企業団の円滑な運営を目的に、協議書等に基づく県の役割として、企業団に負

322 百万円を負担金として支出している。 苫田ダムの水道用水量は 400 千 m³/日であり、そのうち、市町村に供給が決まっているのは約 295 千 m³/日であり、残りの約 105 千 m³/日（26.19％）は、県が将来的な水需要の増加に備え確保している。 岡山県水道整備基本構想の中間目標年度である平成 27 年度において、需要予測の確度を再点検するとともに、平成 29 年度予定の料金改定までに、従来のように県が調整水量分相当として負担することを続けるのか、あるいは、構成団体に対して応分の負担を求めるなどの検討も必要であると考ええる。 また、苫田ダム施設の更新費用確保という観点から、当該ダム使用権の減価償却費相当額について、県を含む同企業団の構成団体に対して負担を求めると考ええるならば、将来の物価動向や更新投資計画に基づいて確保すべき更新費用について県及び構成団体がどのような負担方針とするのかについても、平成 29 年度予定の料金改定までに検討すべきと考える。	担等を行っているところである。 この枠組みにより、県は将来的な水需要の増加に備え調整水量を保有し、新規追加配分までの間、その負担を立替えることとしている。 なお、岡山県水道整備基本構想に基づく需要予測は、社会経済情勢の顕著な変化等により水需給に大きな影響が生じたときなどには見直しを行うこととしている。 苫田ダム施設の更新費用の確保については、料金改定の際には検討すべき課題であると認識している。
ス 戦跡慰霊巡拝参加負担金	
a 戦跡慰霊巡拝参加負担金の継続の可否について（意見） 当該負担金は、「慰霊戦跡巡拝事業」に県を代表して追悼するとともに、参加遺族に対して支援を行うとして県職員が同事業に同行するため、旅費負担金として法人に対し支払っているものであり、平成 24 年度においては、48 万円を負担していた。これについては、戦没者遺族団体が行う行事に参加し、追悼及び支援をすることは県の責務であるとして今後も継続負担することを決めている。 戦没者遺族団体が行う行事に県も参加し、参加に係る交通費を負担金として交付することについて、今後もそれを継続するかどうかについては、他県の状況についても調査し、検討すべきである。	海外への慰霊巡拝事業の実施状況は各県の事情によって異なるが、実施している県では県職員が参加し、その経費を支出している例が多い。本県では遺族連盟が実施する海外での慰霊巡拝事業に相当数の参加者があり、県としても追悼のために慰霊巡拝に参加しているところである。 なお、経費の支出科目については、県職員の旅費相当額を負担金として支出することで問題ないと考えている。
(2) 補助金等に係る事務手続に関する指摘事項	
ア ヘき地医療拠点病院運営費補助金	
a 事業実績報告書の提出の遅延について（指摘事項） 当該補助金は、離島、山村等の医療に恵まれない地域住民の医療の確保を図るため、へき地医療施設の運営事業に対する補助であり、平成 24 年度においては、岡山県済生会外 5 件に計 40 百万円が交付されていた。 このうち補助事業実績報告書が平成 25 年 4 月 15 日付で提出されているものがあり、	今後は、交付要綱を遵守するように、補助事業者に対し指導していきたい。

要綱が規定する締切（4月10日まで）に間に合っていないにもかかわらず、そのまま受領されており、今後より十分な検証が必要である。	
イ 産科医等育成確保支援事業補助金	
a 実績報告書と添付書類の不整合について（指摘事項） 当該補助金は、地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給することにより、急激に減少している産科医等の確保を図るとともに、産科を選択する医師に対し、研修手当等を支給することにより、将来の産科医療を担う医師の育成を図るため、医療機関等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものであり、平成24年度では26百万円が交付されていた。 補助金の検査確認を行う際、実績報告書の添付書類として、原本証明書付きの歳入歳出決算書及び手当等の支給調書の提出を受け、これらの書類をもとに実績報告書の審査を行っているが、実績報告書に記載されている手当実績額と、添付書類である支給調書の金額が整合しない事例が見受けられた。提出書類の不備については、交付先への十分な指導を行い、不備の無いよう留意が必要である。また、交付先に問い合わせ等を行った内容や過去の申し合わせ事項については、その事実関係を明確にするため、実施日や内容等を記録として残しておくべきである。	ご指摘いただいた事項を踏まえ、不備については、交付先へ確認を行った上で、補正の指導を行い、書類の再提出を受けた。 また、交付先に対して、適正な書類の提出をするよう指導を徹底するとともに、実績報告書の内容を十分確認し、さらに、申し合わせ等について、記録を残すこととする。
(3) 対象経費に対する検査確認の手法	
検査確認に当たってのチェックリストの活用（意見） 補助金等の交付要綱、検査確認に係る資料等を確認した結果、検査確認の手法について検討を要する事案があった。低侵襲治療センター整備事業補助金、新人看護職員研修事業費補助金等の事案は、要綱等に定められた書類の確認はされているが、どのような書類を確認したのかわからなかったものである。よって、確認作業を効率的かつ効果的に進めるためにも事業の内容によって確認すべき事項をあらかじめチェックリスト様式にしておき、「誰が、何を、どのように」確認するかを網羅しておく必要がある。	補助事業に係る完了確認については、要綱等に定められた提出書類の外それぞれの事業目的や求められる成果に応じて必要な項目を確認している。 また、事業により確認すべき項目と内容は異なるため、統一したチェックリストではなく、必要に応じて個々の事業で作成した。
(4) 施設整備に係る補助金の検査のあり方	
施設整備に係る補助金の検査のあり方（意見） 施設整備に係る補助金の検査確認は、チェックリストを利用すること等により、県あるいは保健福祉部として一定のルールを	社会福祉施設等の建設工事の現地検査については、保健福祉部長と土木部長の覚書に基づき、金額

定めて検査確認を行うことができるよう取り組む必要があると考える。 また、工事が長期化する場合で、複数年にわたり補助金が交付されるようなケースなど、工事の竣工前における現地調査のあり方について、検討を要する事例が見受けられた。竣工前に現地調査を行う対象については、補助金交付額が一定額以上のものを選定する等、重要性も勘案し、あらかじめルールを定めて実施することを含めて検討されたい。検討に当たっては、保健福祉部全体として、どのような取扱いをするのかについて議論されたい。	等に応じて土木部の協力を得ながら行っているところである。 工事が複数年に渡り進捗率に応じて支払いを行う案件などは、覚書に基づく中間検査を実施する事で、適正な執行を行いたい。
(5) 設備購入に係る補助金の検査のあり方	
設備購入に係る補助金の検査のあり方 (意見) 補助金等の交付要綱、検査確認に係る資料等を確認した結果、当該補助金を財源として備品類等の設備購入を行っている案件について検討を要する事案があった。 交付された補助金を財源に設備を購入する場合、当該設備の実在性を確認する観点からは、検査確認の際に納品書や支払確認にとどまらず、購入された現物を直接確認することが有効な手段である。また、購入した設備は、その後一定期間使用することが可能であるため、他の目的のための転用や売却が行われていないか、交付目的に従った使用がなされているかについても定期的に確認し、結果的に交付された補助金等が不正に使用されないようにする必要があると考ええる。	設備購入に係る補助金については、通常契約書や納品された備品類等の写真などにより検査を行っており、必要に応じて現物を直接確認する。 いずれにしても、事業目的が達成されているか確認することを含め現物を直接確認することは、従来から検査の有効な手段であることから、活用を検討したい。
(6) その他事業実施上、考慮すべき点があったとした事項	
ア 緊急雇用創出事業補助金	
a 厚生労働省からの通知に基づく事務の徹底及びその確認について (意見) 当該補助金は、国から交付される緊急雇用創出事業臨時特例交付金により県において造成する岡山県緊急雇用創出事業臨時特例基金を財源として、失業者の雇用創出を図ることを目的として、市町村を交付先とし、平成 24 年度では計 148 百万円が交付されていた。 市町村が本事業の委託契約を行う場合、雇用状況が変動することに伴う人件費等の変動を適切に反映できるよう、契約形態は原則として精算条項を設けた概算契約とする旨、県に対して厚生労働省から通知され、同様の内容が県から各市町村に対しても周知されているが、本事業実施に当たり、市町村が行った委託契約の内容を確認したところ、精算条項を設けた概算契約とすべきであるにもかかわらず、この契約方	一義的には市町村が国の通知の趣旨を勘案して事務を行うべきであるが、概算契約していない場合でも市町村において適切に精算行為が行われていたため、県も完了確認の上補助金を交付したものである。 今後とも、市町村での適切な事業実施のため交付決定等の機会を活用して指導を行っていききたい。

法を採用していない事例が見受けられた。 一義的には市町村が通知の趣旨を勘案して事務を行うべきであるが、補助金を交付している県においても、それらの事務について確認を行い、市町村に対し、必要に応じて適切な指導を行うべきと考える。	
イ 後期高齢者保健推進事業補助金	
a 健康診査の周知徹底について (意見) 当該補助金は、「市町村が行う後期高齢者医療制度の被保険者を対象とした健康診査に対して、広域連合が行う補助事業」を交付の対象として、岡山県後期高齢者医療広域連合に対して交付する補助金であり、平成24年度では47百万円が交付されていた。 しかしながら、平成24年度における高齢者医療確保法に基づく健康診査の受診率は算定方法に相違があるものの、県が10.58%であるのに対し、全国平均は24.5%であり、全国的にみると県の受診率は低い水準となっている。 県においては、健康診査の対象である後期高齢者に対し健康診査の必要性に関して啓発を促し、更なる周知徹底を図るよう、事業実施主体である広域連合に対して、適切な指導を行う必要があると考える。	県が岡山県後期高齢者医療広域連合に対して実施している指導監査において、受診に係る現状を把握し、受診率の報告が現状を反映した適切なものとなり、受診率がさらに向上するように広域連合と協議しながら、助言・指導を行っていききたい。
2 委託料に関する事項	
(1) 委託料に係る事務手続に関する指摘事項	
ア 犬ねこ引取等業務	
a 委託業務の完了確認について (指摘事項) 当該委託業務は、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律並びに岡山県動物の愛護及び管理に関する条例に基づく犬・ねこの引取り、保護、輸送及び収容等に関する業務であり、岡山県獣医畜産事業協同組合に対し委託しており、平成24年度における委託金額は62百万円であった。 委託業務を完了した際に、委託業務完了届の提出はなされているが、委託業務の実績報告書が提出されていなかった。業務完了の確認に不備があると思われる。業務に関する実績報告書の妥当性を確認することにより、業務完了の確認をするものと考えため、精算内容のわかる適切な内容の実績報告書を提出させるべきである。	平成25年度委託業務完了届とともに、業務実績報告書及び委託業務（犬猫の保護、収容等）に係る費用の明細書を提出させたとこであり、適切な事務処理に努めていききたい。
(2) 委託料に係る事務手続に関して今後検討すべき事項	
委託料の実績確認に関する検討手続について (意見) 委託料に係る契約書、実績確認に係る資	委託実績の確認については、仕

料等を確認した結果、委託実績の確認に当たって、契約書等に定められた書類の確認はされているが、どのような書類を確認したのかがわからなかったものがあつた。また、委託料の精算実績として記載されている額が適切かどうかについては、どのように確認するかは現状一定の方針などはない状況である。「第21(3)対象経費に対する検査確認の手法」において、「検査確認に当たってのチェックリストの活用(意見)」に記載の内容について検討されたい。	様書に基づいて委託した事業の成果を中心に契約書等に定められた提出書類の外それぞれの事業目的や求められる成果に応じて必要な項目を確認している。 また、事業により確認すべき項目と内容は異なるため、統一したチェックリストではなく必要に応じて個々の事業で作成した。
(3) その他事業実施上、考慮すべき点があったとした事項	
ア 社会参加推進センター運営事業	
a 委託業務完了確認について(意見) 県は、さまざまな障害のある人が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるよう、また、生活の質的向上が図れるよう必要な社会参加施策を総合的かつ効果的に実施し、障害に対する県民の理解を深め、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、地域生活支援社会参加促進事業を実施している。 その事業の一部を「岡山県障害者社会参加推進センター事業」として財団法人岡山県身体障害者福祉連合会に委託しており、平成24年度においては29百万円が執行されていた。 平成25年3月31日付で県に提出された委託事業完了報告書の収支決算において、委託費として経費計上されている10,961千円の再委託先からの完了報告日を確認すると4月以降の日付となっていた案件があつた。県に対して説明を求めたところ、事業は3月末までに完了していたものの完了報告の日付に錯誤があつたとのことであつた。受託者に対して、整合性のある事務処理を指導されたい。	受託者に対して整合性のある事務処理を指導しており、平成25年度の事業実績報告に基づく完了確認においては、適切に処理されていることを確認した。
b 委託者選定手続について(意見) 当該事業の委託先の選定に当たっては、福祉連合会と契約することを予定し、企画提案書の提出をさせるプロポーザル方式により、公募を実施していた。この公募においては、委託事業一覧のうち、単独の事業のみ公募することも認められていたが、結果的に応募者は福祉連合会以外になく、随意契約により福祉連合会が受託した。委託事業の一部について応募するにしても新規の団体の参入を促すためには、応募の前提や要件及び公募スケジュールについて配慮が必要と考える。	平成27年度事業の公募において、単独の事業のみでも応募可能とするなど、新規団体の参入を促すよう配慮するとともに、公募スケジュールについては、可能な限り長期の応募期間の確保に努めることとした。
イ 小児救急医療電話相談事業	

a 相談対応者へのサポート（意見） 当該事業は、子どもの夜間の急な発熱、けいれんなど具合が悪くなった際の保護者等の不安や症状への対応方法などについて、当番小児科医又は看護師等が電話相談に応じているとともに、医療機関への受診について適切なアドバイスをを行う事業であり公益社団法人岡山県医師会への委託により実施しており、平成24年度においては、1100万円が執行されていた。 相談事業を実施するに当たり、県は、電話相談マニュアルを整備しているが、電話相談マニュアルには、相談対応時に手元に置くべき資料の中に休日や平日夜間に小児科対応できる医療機関名簿が記載されている。確実に手元に置いて相談するため、また電話相談マニュアルの意義や実効性を高めるためにも、当該医療機関名簿の利用について電話相談マニュアルに記載することが望ましいと考える。 県の電話相談マニュアルによると、クレームがあった場合は、可能な範囲で相談対応者が処理し、それが困難な場合に県の保健福祉部医療推進課が対応することになったが、クレーム対応については、電話相談対応者の負担等も考慮の上、電話相談対応者以外の第三者が行う体制を構築し、また、そのクレームの連絡先を利用者に周知する方法についても検討する必要があるものと考えている。	電話相談マニュアルには、基本的な事項を記載しており、毎月更新される救急当番医等リスト情報を相談員に送付している。電話相談マニュアルについては、次回改訂時に記載する。 クレーム対応を第三者が行う体制を設けることについては、クレーム件数が極めて少ないこと等から、現時点では考えていないが、クレームがあった場合には、相談業務を所管し、相談内容を把握している保健福祉部医療推進課において適切に対応している。 クレームの連絡先については、電話相談事業の普及啓発を行う際に、併せて周知する。
ウ 医療情報システム整備事業、医療情報ネットワーク運用促進事業	
a 医療情報システム整備事業に係る再委託について（意見） 県は、地域における限られた医療資源を有効かつ効率的に活用し、安心して医療を受けられるようにするため、医療情報システム整備事業として、一般社団法人岡山県病院協会に当該事業を委託し、平成24年度においては、177百万円を執行している。 当事業の委託先である病院協会は、システムネットワークの構築について、センターサーバ、ポータブルサーバの設置、ネットワークの構築、構築支援業務を関係業者に再委託を行っていた。しかしながら、再委託は、業務指示や検査確認が間接的になり、業務の質の低下、責任の不明確化等の弊害が生じるおそれがあることから、再委託の必要性につき、厳格に検証し、その記録を残す必要があると考える。	医療情報システムの整備は、病院の運営と密接に関連するものであることから、県内のほぼ全ての病院が会員として所属している（一社）岡山県病院協会へ委託し、システムネットワークの構築など専門性の高い部分についてのみ再委託を認めたものである。 今後、再委託については、その必要性を適切に検証しその記録文書を残すこととする。
b システム更新計画に対するモニタリング（意見） 県は、適切な役割分担と連携による切れ	システム更新計画については、

目ない医療を提供する体制の構築が求められるため、病院の電子カルテや画像等の診断情報を、かかりつけの診療所等で閲覧することができるネットワークシステムの構築に取り組み、平成 25 年 1 月より「医療ネットワーク岡山（愛称：晴れやかネット）」として運用を開始している。 この晴れやかネットの運営はネットワーク協議会が行うことになっているが、システム更新とその財源確保は県にとって重要な事項であり、ネットワーク協議会において将来のシステム更新計画が適切に策定されているか、県においてもその状況をモニタリングし、不十分な点は指導を行うべきである。	晴れやかネットの運営委員会への出席や事務局へのヒアリングを行うなど、モニタリングを行い、指導を行っていききたい。
c 資金管理に係る内部統制に対するモニタリング（意見） ネットワーク協議会は、晴れやかネットの閲覧病院及び開示病院より施設登録料を徴収することになっているが、この徴収された施設登録料は、将来のシステム更新のために使用する予定となっているため、他の目的に流用されることのないように適切に管理を行う必要がある。 ネットワーク協議会において資金管理に係る内部統制が適切に構築されていることを確認し、その後もシステム更新が着実に実施されるよう定期的な指導・モニタリングを行う必要があると考える。	資金管理の状況については、財務諸表の確認や事務局へのヒアリングを行うなど、モニタリングを行い、指導を行っていききたい。
エ 全国健康福祉祭参加事業	
a 経費の負担割合について（意見） 県では、60 歳以上の方々を中心とするスポーツ・文化、健康と福祉の総合的な祭典であるねんりんピックに参加する選手団を編成し、委託経費として、往路旅費の全額やユニフォーム代や宿泊費の 1／3 等を負担しており、平成 24 年度においては、委託料として 5 百万円を執行している。 当該事業に要する経費負担については、現状での県の負担割合が適切であるかの検討が必要と考える。他県の状況も調査した上で、県及び参加者の経費負担の考え方について見直すことを検討されたい。	全国健康福祉祭の県の負担割合は、他県と同程度である。 本事業は、県民の福祉の増進に寄与する事業であり、県で一定の支援を行う必要があると考えているが、引き続き、他県の状況に留意し、適切に実施していききたい。
3 貸付金及び未収金に関する事項	
ア 母子・寡婦福祉資金貸付金	
a 新母子寡婦福祉資金システムへの移行について（意見） 当該貸付金は、母子家庭等・寡婦に対し、その生活の安定と向上を図ることを目的に、母子及び寡婦福祉法に基づき貸付け	システムの不具合等対応については、25 年度当初から業者と協議を行い、その都度、改修をさせる

を行う制度である。 平成 25 年度から新母子寡婦福祉資金システムが導入・運用開始されているが、一部の課題について、システム開発業者と協議中であり、システム対応が完了していないものが見受けられた。速やかに原因を把握し、対応することが望まれる。	など対応してきたが、決算・統計帳票に係るものについては、今年度、決算確定後に対応を行った。
イ 介護福祉士等修学資金貸付金返還金	
a 県の団体に対する指導監督について（意見） 介護福祉士等修学資金貸付金返還金は、県が直接、介護福祉士等の修学生に修学資金を貸し付けていたものの内、平成 24 年度末時点での返済期限が到来して未回収額となっているものである。 当該貸付制度については、当初県が直接事業を実施していたが、平成 21 年度からは社会福祉法人岡山県社会福祉協議会が、平成 25 年度以降は、公益財団法人岡山県福祉事業団が主体となっている。 なお、債権管理は貸付けを実行した団体が引き続き行うとしていることから、交付した補助金の所期の目的が達成できるよう、社会福祉法人岡山県社会福祉協議会及び公益財団法人岡山県福祉事業団の両団体において適切な債権管理ができていないかの確認のためにも、貸付金残高及び回収状況に関して、貸付担当者の判断で実施するのではなく、両団体に対して定期的に報告を求めるような体制について検討すべきと考える。	両事業主体に対して、年 2 回（9 月と 3 月）、貸付残高や回収状況等に係る調査を行うことにより、適切な債権管理の確認を行うこととした。
b 債権管理に関する規程類について（意見） 各団体で滞納者が発生した場合の対応について、債権管理マニュアルと岡山県税外滞納債権における債権放棄基準の債権管理に関する規程類の定めを踏まえ、指導することも検討されたい。	県の債権管理マニュアルを、両事業主体にも周知したところであり、今後とも適切な指導を行っていく。
ウ 児童保護弁償金	
a 延滞金の取扱いについて（意見） 児童保護弁償金とは、県が児童を児童福祉施設に入所措置した場合、入所施設における措置に必要な経費について、児童福祉法の規定に基づき、措置した児童の扶養義務者から負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収するものである。 当該弁償金について、返済が遅れた場合の延滞金については県税外収入金に係る延滞金徴収条例で 14.5%と定められているが、従来より延滞金の算定をしておらず、条例への抵触が懸念される。県の子ども未来課においては、入所児童の福祉を守ることが最優先であることから、強制徴収は困	県税外収入金に係る延滞金徴収条例に基づき延滞金の徴収・減免手続きなど事案に応じて適切に対応している。

難との考えで滞納処分は行わない方針で、延滞金は徴収しない取扱いとしているが、これらの方針・取扱いについては、県としての実務上の定めを明確にし、実効性のある実務上の対応を行うべきである。	
4 基金に関する事項	
(1) 基金の有効活用に関する事項	
基金の有効活用に関する検討について (意見) 岡山県社会福祉施設整備基金、岡山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金及び岡山県福祉基金については、基金設置の趣旨に基づき毎年度活用されているものの、基金残高に対してその活用度が低い、あるいは、活用されていないのではないかとと思われるものがあつた。それぞれの基金の設置趣旨についてあらためて確認し、活用度を高める方策について検討すべきである。	それぞれの基金の目的に応じて社会福祉施設の整備を計画的に推進してきたところであり、今後ともニーズを見極めながら、更なる活用努めたい。
(2) 基金事業の効果に関する事項	
保健医療圏の医師数について (意見) 岡山県地域医療再生臨時特例基金は、国が県に交付する地域医療再生臨時特例交付金により、岡山県地域医療再生計画に基づく事業を推進し、地域における医療課題の解決を図るため、条例に基づき設置された基金である。 県では、地域の医師確保、救急医療の確保など、地域における医療課題の解決を図るため、国の交付金で設置した「地域医療再生基金」を活用して、地域医療再生に取り組んでいる。 県としては、平成22年1月に岡山県地域医療再生計画を策定し、地域の医師確保等の医療課題解決のために50億円規模の予算を計画していた。しかしながら、計画と実績とを対比すると、高梁・新見医療圏及び真庭医療圏に関しては、当初予定していた医師確保の計画目標を大きく下回る結果となっており、国の調査と同様、必ずしも、医師確保に十分つながっていない現状である。したがって、県の医師確保について、今後も努力されたい。 また、地域医療再生計画上の目標数値を具体的に掲げ、長期的に医師確保、在宅医療の推進等の効果を測定していくことも重要である。	岡山県地域医療再生計画では、県北地域の医師確保を目標として掲げ、各種取組を進めているが、本県が最も力を入れている地域枠医師の養成には多くの年数(医学部6年+初期臨床研修2年)を要するため、その成果は未だ得られていない。 平成29年から、地域枠医師の臨床研修修了により、中長期的には医師確保が見込まれる。併せて、現在、取り組んでいる無料職業紹介事業など、引き続き医師不足地域での医師確保に努めたい。
第3 県民局健康福祉部に対する監査の指摘事項及び意見	
1 扶助費-生活保護費に関する事項	
(1) 指摘事項及び意見	
ア 保護開始までの手続について	

(ア) 面接の実施者について (意見) 生活保護を希望する場合、保護申請の提出前に、事前に面接が実施されるが、この面接において、備前県民局では、担当ケースワーカーに加え、査察指導員(班長)の面談への参加を原則とする運用がなされている。査察指導員の参加がより適切な面接の実施に資する場合もあることは否定できないが、査察指導員が面接相談に当たることを原則とすることは、社会福祉法に抵触するおそれがある。同法の趣旨を勘案し、面接実施者の取扱いについて再検討されたい。	事前面接には、原則として査察指導員は参加しないことを徹底した。ただし、例外的に新任の現業員の場合や、対応困難な状況など、業務上の指導等の一環として面接に同席する。
(イ) 面接記録票の決裁者について (意見) 面接記録票の決裁者について、明文化された規定等はないが、県民局により、相違が見受けられた。保護申請前に行われる面接相談は、いわば生活保護制度のスタート地点であり、面接内容やそれに対する対応・判断は、非常に重要な部分であることから、可能な限り上位の役職者まで回付し、内容を確認することが望ましい。	面接記録票は、すべての県民局で部長まで供覧し、情報共有することとした。
(ウ) 預貯金調査及び生命保険調査について (意見) 保護申請受理後、保護開始に当たっては、生活保護法第29条に基づき、預貯金調査及び生命保険調査等の資力調査が行われるが、最低限調査する金融機関等の取扱いについて、県民局ごとに相違が見受けられた。担当者の判断や担当者の交代により照会対象の範囲にばらつきが生じることや、地域ごとに、あらかじめ一定の範囲を定めた上で、経済活動の広域化や情報化にに応じて、適時その範囲を見直すことを検討されたい。また、前住居地の関係先照会についても統一的な基準を策定して実施することが望ましい。	地域ごとに最低限照会を行う金融機関等の範囲を定め、担当者によりばらつきが出ないように資産調査を行うこととした。 また、転入者については、前居住地を所管する福祉事務所が行っている照会先を参考に調査を行うこととした。
(エ) 資力調査の実施状況について (指摘事項) 各県民局における資力調査の実施状況を確認した結果、岡山県外での勤務歴がある転入者について、前居住地周辺の金融機関等の調査が行われていない事例が見受けられた。県民局では、他都市からの転入者等である場合は、過去の生活歴等から個別に判断し、調査範囲を拡大する方針を採っているため、当該方針を徹底されたい。	転入者については、前居住地周辺の金融機関等の調査を実施することを再度徹底した。
(オ) ケース診断会議の参加者について (意見) ケース診断会議の参加者については、忙しい中ケースワーカーの負担増となる可能性はあるものの、指導方針や新たな視点を	すべての県民局で、業務の都合で参加できない場合を除き、ケース診断会議にはすべてのケースワ

[illegible]

類の決定や見直しを行う際には、その判定理由を記載するよう明確化しておくことを検討されたい。	
ウ 組織的な就労支援の充実について	
組織的な就労支援の充実について (意見) 備中県民局では、平成 25 年度より「稼働能力判定会議」を開催し、組織的に就労支援に取り組む体制の整備を行っている。就労支援施策の充実や、ケースワーカー同士の情報共有を図る観点からも有用であると考えられるため、備前・美作県民局においても参考とし、組織的な就労支援の更なる充実を図られたい。	備前・美作県民局においても、備中局の事例を参考としながら就労可能な被保護者への就労支援について組織的な検討を行い、必要な支援を進めていくこととした。
エ 保護廃止後の資産処分のモニタリングについて	
保護廃止後の資産処分のモニタリングについて (意見) 保護申請の時点で資力を有しているにも関わらず、急迫の事由がある事により保護を開始した時は、その後受け取った保護費を速やかに返還しなければならないことになっている。これにより、費用返還義務のある被保護者が、返還しないまま保護廃止となった場合、保護廃止となった者に対しては調査権限がないため、原則としてその後の調査やモニタリング等は行われていない。金融機関への照会等を実施することは困難ではあるが、不動産であれば定期的に法務局への登記確認を行う等、該当者について可能な範囲で、その後の収入状況をモニタリングしていくことが必要であると考ええる。	該当案件がある場合には、登記簿を確認するなど必要な調査を行うこととした。
オ レセプト内容のチェックについて	
レセプト内容のチェックについて (意見) 医療扶助、介護扶助（現物給付）については、本庁（障害福祉課）にてレセプト請求に基づく支払が行われる。レセプトのチェックは、被保護者に対して適切な指導・助言を行う観点から有用であり、医療扶助、介護扶助の不正受給の防止にも効果的と考える。 レセプトチェックをより効果的・効率的に運用するため、「医療扶助適正化に関する電子レセプト活用マニュアル」の内容も踏まえ、チェック頻度や抽出条件等、一定の運用ルールを策定する必要がある。また、運用ルールの策定に当たっては、本庁にて一括して抽出・分析等を行った方が効果的となるケース等も想定されるため、本庁と県民局の協議の上、検討されたい。	本庁では、資格審査の他、3 か月ごとに全レセプトについて、診療や調剤の内容を単月あるいは縦覧により、点検審査しており、こうした請求内容に関する点検を引き続き実施する。 県民局においては、「医療扶助適正化に関する電子レセプト活用マニュアル」を参考にしながら、頻回受診や重複受診などの事案を抽出し、内容を検討し、必要な指導を行うことにより、適正な医療扶助の実施を図っていくこととした。
2 未収金に関する事項	

(1) 生活保護費返還金	
(ア) 返還金滞納の督促及び催告の未実施 (指摘事項) 生活保護費は原則として月単位で計算され、月のはじめに前渡しするが、労働により得た収入の増加や臨時的な収入があったときなど、保護費を過大に支払った場合に、徴収を行うものが、生活保護費返還金である。 平成 24 年度に実施された生活保護費返還金の不納欠損状況を確認した結果、生活保護費返還金について、督促等の納付指導を実施した形跡が認められずに発生日後 5 年の時効経過により全額不納欠損となっている事例があった。全ての返還金について、県の債権管理マニュアルに基づいた債権管理を行い、回収努力を行うべきであり、その経過については、適切に記録しておくべきである。	関係法令や県の債権管理マニュアルに基づき、適切な債権管理を行い、回収に向けた一層の努力を行うこと、また、その経過については記録をすることを徹底した。
(イ) 就労支援の積極的な取組について (意見) 課税調査等により就労収入が認められた場合、就労能力があることが十分に考えられるが、その後の就労のない事例があった。就労可能な状況であると判断されるような場合は、より積極的に就労支援や指導等を実施されたい。	当該事例にかかわらず、就労可能な状態であると判断される場合には、組織的に就労の支援を行っている。
(ウ) 収入の申告・届出の指導指示の強化について (意見) 課税調査等により返還金が発生した場合、徴収額決定時には既に回収が困難になっている場合も多く、収入の申告・届出の指導指示が重要である。 また、ケースワーカーの活動実態がケース記録回覧を契機としなければ上席者に把握されていないという実態からも、受給者から定期的に収入申告書を徴取し、収入状況に変動がなくとも、その旨の記録を逐次回覧するなどすることで双方の問題点を同時に解決することも可能と思われるので検討されたい。 自ら収入の申告や届出による場合と異なり、生活保護支給後に課税調査等により判明し、法第 78 条の適用になった場合には保護に要した費用の全てが徴収額となり、また、平成 26 年度からの法改正では、不正受給による生活保護法第 78 条の適用を受けた場合は、罰則の引き上げや返還金に上乘せして徴収できるようになるとともに、不正受給に係る返還金を保護費と相殺可能ともなり、被保護者の生活にとって重大な影響があるため、取扱いの相違点を被保護者に十分説明する必要がある。	収入申告書を徴取したときは、収入に変動がない場合でも、その記録を回覧することとしている。 また、収入申告書の提出やその必要性、法第 78 条の取扱いが変更になることについては訪問時や保護のしおりなどにより引き続き説明し周知を図っていくこととしている。